

焼津市スポーツ賞表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第20条の規定に基づき、スポーツの分野において優秀な成績を収めた個人及び団体、並びに選手の育成指導や競技の発展において顕著な成績があった個人を表彰し、市民の競技スポーツに対する意識の高揚と競技力の向上を図るとともに、本市のスポーツの振興に資することを目的とする。

(種類)

第2条 この規程による表彰は、次に掲げるものとする。

- (1) スポーツ特別栄誉賞
- (2) スポーツ栄誉賞
- (3) スポーツ奨励賞
- (4) スポーツ優秀選手賞
- (5) スポーツ功労賞

(対象)

第3条 表彰対象者は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 焼津市に在住、在学、在勤又は焼津市に所在する団体に在籍する個人
- (2) 焼津市に所在する団体
- (3) 市外在住の学生で、その保護者が焼津市に在住している個人
- (4) 市長が特に認めた個人及び団体

(スポーツ特別栄誉賞の基準)

第4条 この規程によるスポーツ特別栄誉賞は、国際大会に出場した個人及び団体とする。

(スポーツ栄誉賞の基準)

第5条 この規程によるスポーツ栄誉賞は、全国大会で入賞又はそれと同等以上の活躍をした高校生以上の個人及び団体とする。

(スポーツ奨励賞の基準)

第6条 この規程によるスポーツ奨励賞は、全国大会で入賞又はそれと同等以上の活躍をした小学生及び中学生の個人及び団体とする。

(スポーツ優秀選手賞の基準)

第7条 この規程によるスポーツ優秀選手賞は、第4条、第5条及び第6条の規定に該当しない、地区予選等を経て出場した全国大会又は国際大会で、入賞又はそれと同等以上の活躍をした個人及び団体とする。

(スポーツ功労賞の基準)

第8条 この規程によるスポーツ功労賞は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 長年にわたり、全国大会等で優秀な成績を収めた個人又は団体の育成指導に顕著な功績があった個人
- (2) その他スポーツの発展に顕著な功績を残した個人

(国際大会の定義)

第9条 第4条で規定する国際大会とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) オリンピック
- (2) パラリンピック
- (3) 大会規模等が上記大会に相当する世界選手権大会

(全国大会の定義)

第10条 第5条及び第6条で規定する全国大会とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 国民スポーツ大会
- (2) 公益財団法人日本スポーツ協会加盟の中央競技団体が主催する大会
- (3) 公益財団法人日本中学校体育連盟が主催する大会
- (4) 公益財団法人全国高等学校体育連盟が主催する大会
- (5) 公益財団法人日本高等学校野球連盟が主催する大会
- (6) 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会が認めた大会
- (7) 公益財団法人日本オリンピック委員会の正加盟団体が主催する大会（文化芸術に関する大会は除く）
- (8) 大会規模等が上記大会に相当する大会

(入賞の定義)

第11条 第5条及び第6条で規定する入賞とは、各大会で規定されている入賞基準によるものとする。

(国内予選大会)

第12条 第4条で規定する国際大会は、国内予選大会を経て出場したもの又は競技団体の推薦によって選抜され出場したものをいう。

(地区予選大会)

第13条 第5条及び第6条で規定する全国大会は、地区予選大会を経て出場したもの又は競技団体の推薦によって選抜され出場したものをいう。

2 地区予選大会が一切存在しない競技種目については、地区予選大会を経ないとしても全国大会として認める。

(表彰対象外)

第14条 次の各号に掲げるものは、表彰対象にしない。

- (1) 親睦又は交流を主たる目的とする大会
- (2) 特定の団体（同一会派、同一流派等）のみで開催される大会
- (3) その他不適当と認められる大会

(対象期間)

第15条 第4条、第5条及び第6条で規定する大会は、特別の場合を除き、当該年の1月1日から12月31日までに開催されたものとする。

(推薦)

第16条 この規程による表彰の推薦については、推薦書により当該年度の指定する日までに市長まで提出するものとする。

(選考)

第17条 受賞者の選考は、前条で規定する推薦により焼津市スポーツ賞選考委員会で審査し、市長が決定する。

(表彰)

第18条 表彰は年1回とし、原則として対象期間の翌年2月に行う。

2 表彰は市長が行う。

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、市長が別に定める。

昭和50年4月1日施行

昭和62年4月1日一部改正

平成4年4月1日一部改正

平成5年12月10日一部改正

平成8年4月1日一部改正

平成9年4月1日一部改正

平成16年4月1日一部改正

平成19年6月15日改正

平成22年10月1日改正

平成25年11月7日改正

平成29年9月22日一部改正

平成30年8月16日一部改正

令和元年8月27日改正

令和4年4月1日一部改正

令和6年10月8日一部改正